

**宅地建物取引業免許の変更届に必要な提出書類について
【商号又は名称／代表者又は個人に関する事項】**

宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書	商号又は名称		代表者又は個人に関する事項		備考
			就退任	氏名	
	法人	個人	法人	共通	
第一面	◎	◎	◎	◎	
第二面					
第三面					
第四面					
商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明)	◎		◎		・発行日から3か月以内のもの。
誓約書			◎		・就任者のみ。
略歴書			◎		・就任者のみ。
身分証明書 (本籍地の市区町村で発行)			◎※		・就任者のみ。 ・発行日から3か月以内のもの。
登記されていないことの証明書 (法務局で発行)又は医師の診断書			◎		・就任者のみ。 ・発行日から3か月以内のもの。
戸籍抄本 (本籍地の市区町村で発行)				◎※	・発行日から3か月以内のもの。
住民票抄本 (住所地の市区町村で発行)			△	△	・外国人の方のみ※の書類に代えて必要。(国籍入り) ・発行日から3か月以内のもの。
外国籍用誓約書 (禁治産者・準禁治産者・破産者でないことの誓約書)			△		・外国人の方のみ※の書類に代えて必要。
宅地建物取引業免許証書換交付申請書	◎	◎	◎	◎	
宅地建物取引業免許証(原本)	◎	◎	◎	◎	
宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書	◎	◎			・専任の宅地建物取引士に限らず、 従事している取引士は全て届出が必要。

◎:必ず必要になるもの
△:特定の人のみ必要になるもの

**宅地建物取引業免許の変更届に必要な提出書類について
【役員に関する事項(法人の場合)】**

		役員に関する事項 (法人の場合)			備考
		就任	退任	氏名	
宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書	第一面	◎	◎	◎	
	第二面	◎	◎	◎	
	第三面				
	第四面				
商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明)		◎	◎		<ul style="list-style-type: none"> ・農業協同組合などは、役員の就退任のわかる議事録の写しなどを添付。 ・発行日から3か月以内のもの。
誓約書		◎			
略歴書		◎			
身分証明書 (本籍地の市区町村で発行)	○※				<ul style="list-style-type: none"> ・すでに役員又は政令使用人の人は不要。 ・発行日から3か月以内のもの。
登記されていないことの証明書 (法務局で発行)又は医師の診断書	○				<ul style="list-style-type: none"> ・すでに役員又は政令使用人の人は不要。 ・発行日から3か月以内のもの。
戸籍抄本 (本籍地の市区町村で発行)			◎※		<ul style="list-style-type: none"> ・発行日から3か月以内のもの。
住民票抄本 (住所地の市区町村で発行)	△		△		<ul style="list-style-type: none"> ・外国人の方のみ※の書類に代えて必要。(国籍入り) ・発行日から3か月以内のもの。
外国籍用誓約書 (禁治産者・準禁治産者・破産者でないことの誓約書)	△				<ul style="list-style-type: none"> ・外国人の方のみ※の書類に代えて必要。

◎:必ず必要になるもの

○:条件により不要となるもの

△:特定の人のみ必要になるもの

**宅地建物取引業免許の変更届に必要な提出書類について
【主たる事務所に関する事項】**

		主たる事務所に関する事項					備考
		移転		所在地の表示		電話番号	
		法人	個人	法人	個人	共通	
宅地建物取引業者名簿 登載事項変更届出書	第一面	◎	◎	◎	◎	◎	・発行日から3か月以内のもの。
	第二面						
	第三面	◎	◎	◎	◎		
	第四面						
商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明)		◎		◎			・発行日から3か月以内のもの。
住居表示変更証明書 (住所地の市区町村で発行)					◎		・発行日から3か月以内のもの。
事務所を使用する権原に関する書面		◎	◎				
【事務所の所有者と申請者が同一の場合】 建物登記簿又は固定資産評価証明書等の写し			◎				・発行日から3か月以内のもの。
【事務所の所有者と申請者が異なる場合】 賃貸借契約書又は使用賃借契約書の写し		◎	◎				
事務所への案内図		◎	◎				・個人名が出てこないように注意。
事務所の写真		◎	◎				
事務所の平面図		◎	◎				
宅地建物取引業免許証書換交付申請書		◎	◎	◎	◎		
宅地建物取引業免許証(原本)		◎	◎	◎	◎		

◎: 必ず必要になるもの

**宅地建物取引業免許の変更届に必要な提出書類について
【従たる事務所に関する事項】**

	従たる事務所に関する事項			備考
	移転	新設	廃止	
	共通	共通	共通	
宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書	第一面	◎	◎	◎
	第二面			
	第三面	◎	◎	◎
	第四面			
商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明)	○	○	○	・個人業者及び支店登記をしていない法人業者は不要。 ・発行日から3ヶ月以内のもの。
事務所を使用する権原に関する書面	◎	◎		
【事務所の所有者と申請者が同一の場合】 建物登記簿又は固定資産評価証明書等の写し	◎	◎		・発行日から3ヶ月以内のもの。
【事務所の所有者と申請者が異なる場合】 賃貸借契約書又は使用賃借契約書の写し				
事務所への案内図	◎	◎		・個人名が出てこないように注意
事務所の写真	◎	◎		
事務所の平面図	◎	◎		
従業者名簿の写し		◎		

	従たる事務所に関する事項			備考
	名称	所在地の表示	電話番号	
	共通	共通	共通	
宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書	第一面	◎	◎	◎
	第二面			
	第三面	◎	◎	◎
	第四面			
商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明)	○	○		・個人業者及び支店登記をしていない法人業者は不要。 ・発行日から3ヶ月以内のもの。
住居表示変更証明書 (住所地の市区町村で発行)		○		・法人業者は不要。 ・発行日から3ヶ月以内のもの。

◎:必ず必要になるもの

○:条件により不要となるもの

**宅地建物取引業免許の変更届に必要な提出書類について
【政令第2条の2で定める使用人に関する事項】**

	政令使用人に関する事項				備考
	就任		退任	氏名	
	法人	個人	共通	共通	
宅地建物取引業者名簿 登載事項変更届出書	第一面	◎	◎	◎	◎
	第二面				
	第三面	◎	◎	◎	◎
	第四面				
誓約書		◎	◎		
略歴書		◎	◎		
身分証明書 (本籍地の市区町村で発行)	○※	○※			・すでに役員又は政令使用人の人は不要。 ・発行日から3か月以内のもの。
登記されていないことの証明書 (法務局で発行)又は医師の証明書	○	○			・すでに役員又は政令使用人の人は不要。 ・発行日から3か月以内のもの。
戸籍抄本 (本籍地の市区町村で発行)				◎※	・発行日から3か月以内のもの。
住民票抄本 (住所地の市区町村で発行)	△	△		△	・外国人の方のみ※の書類に代えて必要。(国籍入り) ・発行日から3か月以内のもの。
外国籍用誓約書 (禁治産者・準禁治産者・破産者でないことの誓約書)	△	△			・外国人の方のみ※の書類に代えて必要。

◎:必ず必要になるもの
 ○:条件により不要となるもの
 △:特定の人のみ必要になるもの

**宅地建物取引業免許の変更届に必要な提出書類について
【専任の宅地建物取引士に関する事項】**

	専任宅地建物取引士 に関する事項				備考
	就任		退任	氏名	
	法人	個人	共通	共通	
宅地建物取引業者名簿 登載事項変更届出書	第一面	◎	◎	◎	◎
	第二面				
	第三面				
	第四面	◎	◎	◎	◎
略歴書		◎	◎		
身分証明書 (本籍地の市区町村で発行)	○※	○※			・すでに役員、政令使用人又は専任の宅地建物取引士の人は不要。 ・発行日から3か月以内のもの。
登記されていないことの証明書 (法務局で発行)又は医師の診断書	○	○			・すでに役員、政令使用人又は専任の宅地建物取引士の人は不要。 ・発行日から3か月以内のもの。
戸籍抄本 (本籍地の市区町村で発行)				◎※	・発行日から3か月以内のもの。
住民票抄本 (住所地の市区町村で発行)	△	△		△	・外国人の方のみ※の書類に代えて必要。(国籍入り) ・発行日から3か月以内のもの。
外国籍用誓約書 (禁治産者・準禁治産者・破産者でないことの誓約書)	△	△			・外国人の方のみ※の書類に代えて必要。
業法第31条の3に基づく誓約書	○	○			・代表者と専任の宅地建物取引士が同一の場合は不要。
専任の宅地建物取引士設置証明書	◎	◎	◎		
宅地建物取引士証の写し	◎	◎			・住所変更がなされている場合には、裏面の写しも添付。
宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書	△	△	△	◎	・従事先登録の変更が必要な場合及び氏名を変更した場合。 ・氏名変更の場合は、資格登録簿変更とともに、宅地建物取引士証の書換え交付申請が必要。

◎:必ず必要になるもの

○:条件により不要となるもの

△:特定の人のみ必要になるもの

役員変更等における添付書類の必要性の有無について

変更の内容		添付書類の名称		誓約書	略歴書	身分証明書	登記され てないこと 又は医師の 診断書	(商業登記簿謄本 のみ) （法人業者のみ）	業法第31条の3に基づく誓約書	専任の宅地建物取引士 設置證明書
変更後役職	変更前役職									
代表者※1	全て	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
代表取締、 取締、監査	代表者、代表取締、取締、監査、政使	◎	◎					◎		
	専取、一般	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
政使※2	代表者	◎	◎							
	代表取締、取締	◎	◎							
	政使(支店間異動)	◎	◎							
	専取、一般	◎	◎	◎	◎					
専取※2	代表者		◎						◎	◎
	代表取締、取締		◎						◎	◎
	政使		◎						◎	◎
	専取(支店間異動)		◎						◎	◎
	一般※2		◎	◎	◎				◎	◎

◎:届出が必要

※1 代表者とは宅建業における代表のことを言い、単に代表取締役であることは含まれない。

※2 政使とは政令使用人、専取とは専任の宅地建物取引士、一般とは一般従業者のことです。